

竹林の風

～ すべては学校のため すべては子どもたちのため ～

栃木県教育委員会事務局
河内教育事務所
令和8年9月1日
発行責任者 黒須親章
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m51/kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp>

夏
第87号

令和8(2026)年12月25日「子ども性暴力防止法」が施行されます

昨今、教師をはじめとする教育関係者等による児童生徒等への性暴力等の事案が相次いで報道されるなど、教育現場への信頼が損なわれるような状況が続いております。児童生徒等への性暴力等は決してあってはならないことであり、断じて許されない行為です。

現在、栃木県教育委員会では、関係機関と連携しながら、令和8年12月25日の「子ども性暴力防止法」施行に向けて準備を進めているところです。今後、学校や先生方に対しても様々な対応をお願いすることがあると思いますが、児童生徒等に対する性暴力を根絶させ、安心・安全な環境を整備するために、御協力よろしくお願いします。

【子ども性暴力防止法とは？】

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

子ども性暴力防止法では、対象事業者に対して、**従事者の性犯罪前科の確認**をはじめとする、**こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付け**られています。

【ポイント1】

こどもに接する現場で働く方は、**性犯罪前科の有無の確認**が必要になります。

【ポイント2】

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就くことができなく**なります。



【学校における制度の対象者は？】

※具体的な対象者は、市町教育委員会から指示があります。

校長、副校長及び教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、会計年度任用教職員（県費・市費）、スクールカウンセラー、外国語指導助手（ALT）等

【今後、対象者に依頼すること】

※具体的な方法は、市町教育委員会から指示があります。

- ・性犯罪前科の確認
- ・児童生徒の安全確保（研修の受講、日頃からの見守り 等）

【対象となる性犯罪は？】

※成人に対する性犯罪を含みます。

- ・不同意性交等
- ・不同意わいせつ
- ・児童売春
- ・児童ポルノ所持
- ・痴漢
- ・盗撮
- ・未成年淫行 等

【児童対象性暴力の未然防止のために】

「生命（いのち）の安全教育」指導の手引きや指導例動画を活用するなどして、児童生徒に対して、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進することも重要です。

「子ども性暴力防止法」の詳細については、こちらをご覧ください。▶



「生命（いのち）の安全教育」の詳細については、こちらをご覧ください。▶



教職員一人一人の誇りと品格は 教育への信頼を確たるものにする